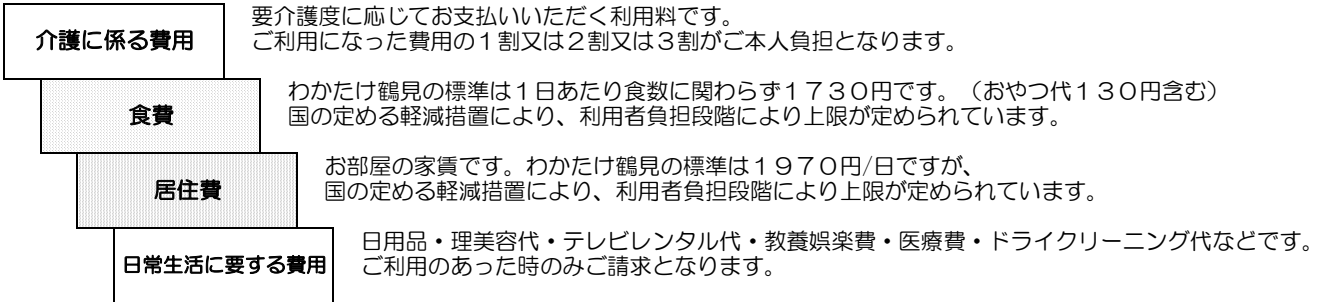


わかたけ鶴見 入所 料金表

社会福祉法人若竹大寿会 特別養護老人ホームわかたけ鶴見が提供するサービスのご利用者様負担額は以下の通りです。
(実際の利用料金は、費用の計算の際に生じる端数処理のため利用料金と一致しないことがあります。)

介護保険法の定めにより、介護老人福祉施設は利用料金が下記のように、4つに分類されております。
この4つの合計金額をお支払いいただくこととなります。



- ※ テレビレンタル代は1日30円となります。
- ※ ドライ品は350円 ドライ品小物は60円となります。
(洗濯業者が、水洗いでは縮むと判断したものはドライ品として取り扱います)

★利用者負担第4段階の方 (1ヶ月30日利用の場合)

要介護度	1割負担	食費	居住費	合計
要介護1	26,738	51,900	59,100	137,738
要介護2	29,130	51,900	59,100	140,130
要介護3	31,736	51,900	59,100	142,736
要介護4	34,163	51,900	59,100	145,163
要介護5	36,555	51,900	59,100	147,555

要介護度	2割負担	食費	居住費	合計
要介護1	53,476	51,900	59,100	164,476
要介護2	58,259	51,900	59,100	169,259
要介護3	63,471	51,900	59,100	174,471
要介護4	68,325	51,900	59,100	179,325
要介護5	73,109	51,900	59,100	184,109

※介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、段階によって料金が減免されます。

★利用者負担第3段階の方

要介護度	1割負担	食費	居住費	合計
要介護1	26,738	23,400	39,300	89,438
要介護2	29,130	23,400	39,300	91,830
要介護3	31,736	23,400	39,300	94,436
要介護4	34,163	23,400	39,300	96,863
要介護5	36,555	23,400	39,300	99,255

780円/日 1,310円/日

★利用者負担第2段階の方

要介護度	1割負担	食費	居住費	合計
要介護1	26,738	15,600	24,600	66,938
要介護2	29,130	15,600	24,600	69,330
要介護3	31,736	15,600	24,600	71,936
要介護4	34,163	15,600	24,600	74,363
要介護5	36,555	15,600	24,600	76,755

520円/日 820円/日

★利用者負担第1段階の方

要介護度	1割負担	食費	居住費	合計
要介護1	26,738	12,900	24,600	64,238
要介護2	29,130	12,900	24,600	66,630
要介護3	31,736	12,900	24,600	69,236
要介護4	34,163	12,900	24,600	71,663
要介護5	36,555	12,900	24,600	74,055

430円/日 820円/日

●上記料金表について、不明点・ご質問がありましたら、お気軽に下記までお尋ねください。

社会福祉法人若竹大寿会
特別養護老人ホーム わかたけ鶴見

〒230-0001
横浜市鶴見区矢向1-4-20

電話：045-642-7500
FAX：045-583-6616

担当：生活相談員

- ※ 料金表の1割又は2割又は3割負担分には、基本サービス費、夜勤職員配置加算、看護体制加算Ⅰ、看護体制加算Ⅱ、個別機能訓練加算、日常生活継続支援体制加算、栄養マネジメント加算、精神科医配置加算、口腔衛生管理体制加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算が含まれます。
- ※ 入所した日から起算して30日以内(入院後の再入所も同様)の期間は、1日あたり33円(65円・97円)加算(初期加算)されます。
- ※ 病院または診療所へ入院を要した場合および居宅に外泊した場合は、月6日を限度として264円(528円・792円)のご利用者負担があります。
- ※ 外泊時に施設が提供する在宅サービスを利用した場合、1日あたり601円(1,201円・1,801円)のご利用者負担があります。
- ※ 医師の発行した食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食をお召し上がりになる場合は、1回あたり7円(13円・20円)加算(療養食加算)されます。
- ※ 摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して医師又は歯科医師の指示に基づき他職種が共同して経口による継続的な食事摂取を進めるための計画書を作成し、栄養管理を行った場合ひと月429円(858円・1,287円)加算(経口維持加算Ⅰ)されます。また、入所者の継続的な経口摂取を支援する為の会議等に医師、歯科医師等が加わった場合はひと月につき108円(215円・322円)加算(経口維持加算Ⅱ)されます。
- ※ 低栄養リスクの高い方に対し、特別な栄養ケア計画を作成した場合、ひと月につき322円(644円・965円)加算(低栄養リスク改善加算)されます。
- ※ 医療機関に入院し、施設入所時と大きく異なる栄養管理が必要になり、施設と医療機関の管理栄養士が相談の上栄養ケア計画を作成した場合、1回につき429円(858円・1,287円)加算(再入所時栄養連携加算)されます。
- ※ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、口腔ケアを月2回以上行った場合に、ひと月につき97円(193円・290円)加算(口腔衛生管理加算)されます。
- ※ 排泄に介護を要するご利用者に対し、多職種協働で支援計画を作成して支援した場合、ひと月につき108円(215円・322円)加算(排泄支援加算)されます。
- ※ 褥瘡発生を予防するため、褥瘡発生に関連の強い項目について評価・管理を行った場合、ひと月につき11円(22円・33円)加算(褥瘡マネジメント加算)されます。
- ※ 外部のリハビリテーション専門職が施設を訪問し、施設の職員と共同で個別の機能訓練計画書を作成し、計画的に機能訓練を実施した場合、ひと月につき108円(215円・322円)加算(生活機能向上連携加算)されます。
- ※ 看取り介護を行い、亡くなられた場合、死亡日前4~30日は1日あたり155円(309円・463円)、死亡日前日と前々日は837円(1,673円・2,509円)、死亡日は1,694円(3,388円・5,082円)が加算されます。
- ※ 配置医師が施設の求めに応じ、早朝・夜間又は深夜に施設を訪問し診療を行った場合、1回につき早朝・夜間は697円(1,394円・2,091円)、深夜は1,394円(2,788円・4,181円)加算(配置医師緊急時対応加算)されます。
- ※ おむつ代は、介護保険の給付費に含まれますので、保険外の実費負担とはなりません。